つなぐをつくる、つなぐをささえる。

AsahiNet

第32回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所 東京国際フォーラム ホールD5
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　定款一部変更の件

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第4号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式会社 朝日ネット
証券コード：3834

Philosophy

企業理念

交流と創造

コーポレートメッセージ

つなぐをつくる、つなぐをささえる。

私たちの使命は、情報技術を活用し、人と人との交流の価値を高めること。
そして社会の発展に貢献することです。
これからもお客様に必要とされ、信頼されるコミュニケーションを創造し、
新たな価値を提供し続けてまいります。
新しいコミュニケーションの形をつくり続けること、
そしてそれをしっかりとささえ続けること。
私たちはどちらも大切だと考えています。

つなぐをつくる、つなぐをささえる。
AsahiNet

目次

第32回定時株主総会招集ご通知 —— 5
株主総会参考書類 —— 9
事業報告 —— 29
計算書類 —— 48
監査報告 —— 59
[ご参考] 来期の計画 —— 63

株主の皆様へ

共通の善を追い求めて

平素は格別のご支援、お引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来32年連続の黒字を達成し、収益性の高い安定した経営を行っております。

ISP「ASAHIネット」では光コラボレーションモデルを活用した「AsahiNet 光」の拡販や法人向けソリューションサービスの拡充を図っており、インターネット接続契約数は順調に増加しております。

VNE「v6 コネクト」については電気通信事業者との協業関係を深め、取り扱い通信量が増加しており、業績への貢献が進んでまいりました。

教育支援サービス「manaba」は契約ID数と全学導入数が順調に増加しております。大学の多様な学びを支えるサービスとして文部科学省が大学に求める「教育の質保証」を実現するためのサービス拡充を進めております。

引き続き「ASAHIネット」「v6 コネクト」「manaba」を主たる事業領域と定め、それぞれポイントを絞った収益拡大策を推進してまいります。

当社はインフラ事業の担い手として企業が社会的な存在であることを自覚し、常に社会にとっての善とは何かを考えながら今後も持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

株式会社朝日ネット
代表取締役社長 **土方 次郎**



朝日ネット ハイライト

1．2022年３月期 業績

売上高

- 売上高は11,577百万円。会計基準適用前の数値で比較した場合、前年同期比8.4％の増収
- 2013年３月期から10年連続で過去最高の売上高を更新
- ISP「ASAHIネット」のインターネット接続契約数の増加、VNE「v6 コネクト」の取り扱い通信量の増加により増収

営業利益

- 営業利益は1,834百万円。会計基準適用前の数値で比較した場合、前年同期比7.1％の増益
- 売上原価は売上増収にともなう回線仕入の増加とサービス品質を維持するための通信費や減価償却費が増加
- 販売費及び一般管理費は前年から減少。ISP「ASAHIネット」の新規獲得施策は例年どおり実施

売上高の推移

(単位：百万円)

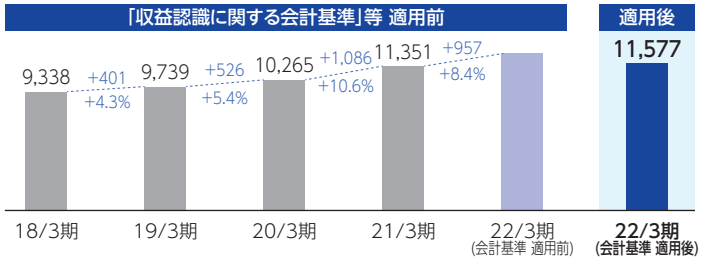

売上高 前期比差異

(単位：百万円)

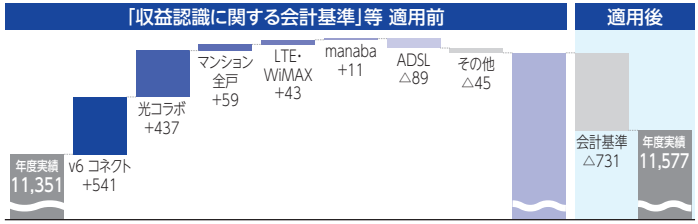

営業利益の推移

(単位：百万円)

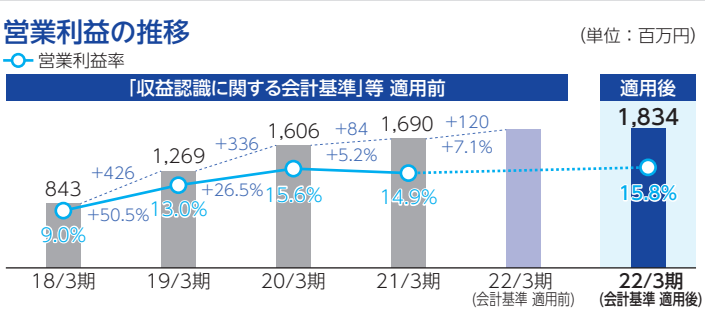

2. 事業の状況

ISP「ASAHIネット」

- FTTH（光接続）の契約数は前年同期末比24千ID増の448千ID。法人受注が堅調に推移
- モバイル接続の契約数は前年同期末比1千ID増の47千ID。モバイルと固定IPアドレスを組み合わせて利用する法人需要が増加
- ADSLの契約数は前年同期末比5千ID減の10千ID。2021年9月に終了したサービスの影響により減少
- 退会率は引き続き低い水準を維持

VNE「v6 コネクト」

- 「v6 コネクト」の売上高は前年同期比64.2%増の1,383百万円。提携事業者との取り扱い通信量が増加
- 提携事業者数は累計11社。2022年3月期の増減なし

教育支援サービス「manaba」

- 「manaba」の契約ID数は前年同期末比32千ID増の825千ID
- 全学導入校数は101校へ拡大
- 北海学園大学、兵庫教育大学など3校が利用開始

※2021年3月末から全学導入校の集計対象を大学・短期大学のみとしました。

「ASAHIネット」インターネット接続契約数の状況 （単位：千ID）

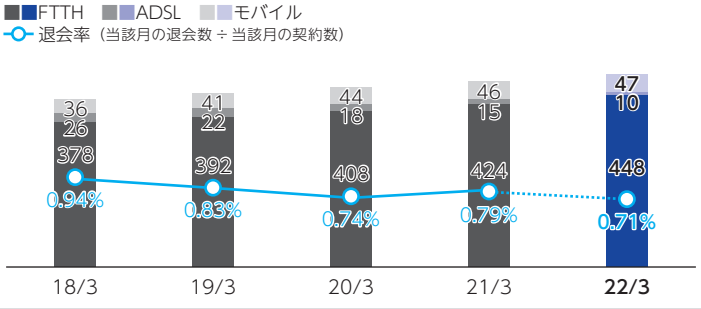

「v6 コネクト」売上高と提携事業者数の推移 （単位：百万円）

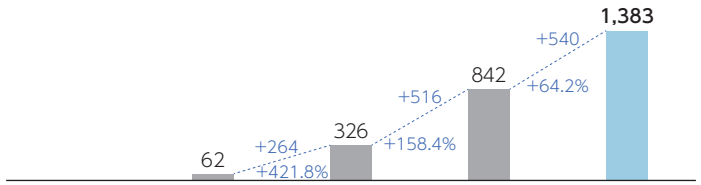

提携事業者数（3月末）				
–	2社	7社	11社	11社

「manaba」契約ID数の状況 （単位：千ID）

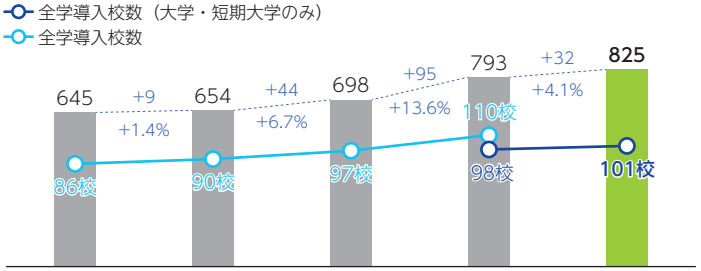

株 主 各 位

証券コード 3834
2022年６月８日

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社朝日ネット
代表取締役社長　**土方　次郎**

第32回 定時株主総会招集ご通知

拝 啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため座席間隔の調整など適切な防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大抑止の観点から本株主総会につきましては極力書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使いただきたく存じます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月）午後6時までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、2022年6月27日（月）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1　日　　時	**2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**
2　場　　所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号　**東京国際フォーラム　ホールD５** （末尾の株主総会 会場案内図をご参照ください。）
3　会議の目的事項	**報告事項**　第32期（2021年4月1日から　2022年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役3名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4　議決権行使についてのご案内	７頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、議決権のご行使は極力書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）で行い、当日のご来場による議決権のご行使はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合や株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://asahi-net.co.jp/）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に当日ご出席いただけない方

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）

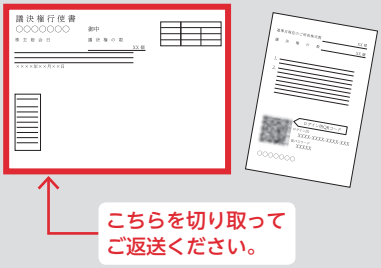

行使期限　2022年6月27日（月曜日）午後6時到着分まで

行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。郵送の場合は、お早めにご投函ください。

インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙をご用意いただき、次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限　2022年6月27日（月曜日）午後6時入力完了分まで

株主総会に当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。
（ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。）

行使期限　2022年6月28日（火曜日）午前10時　（受付開始：午前9時）

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

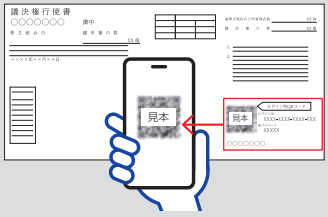

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する

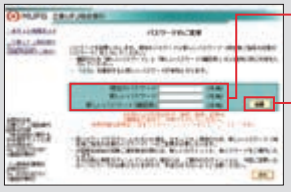

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

※ 午前２時から午前５時までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
※ 議決権行使サイトウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9：00～21：00

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第32期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は307,549,154円となります。

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式１株につき21円00銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年６月29日といたしたいと存じます。

＜ご参考＞

配当金の推移

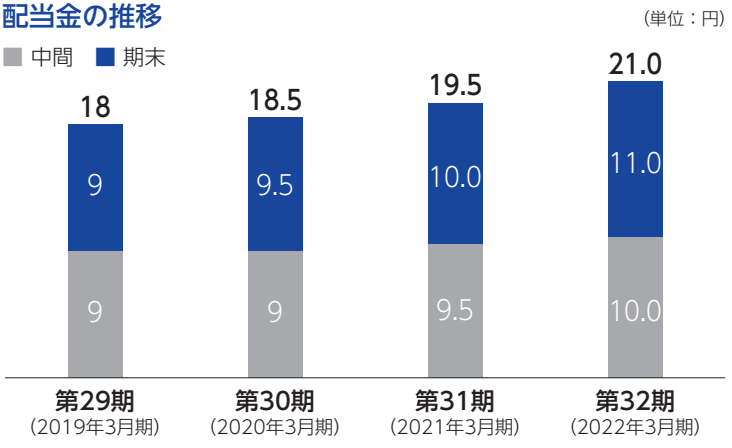

株主還元方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

第2号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(4) 2022年5月11日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員人事、執行役員制度の変更及び変更後の執行役員人事に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、執行役員制度を変更し、役付執行役員を導入し、役付取締役を廃止することといたしました。これに伴い、役付取締役に関する規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

(5) その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第４条　（条文省略）	第１条～第４条　（現行通り）
第２章　株式	第２章　株式
第５条～第11条　（条文省略）	第５条～第11条　（現行通り）

現行定款	変更案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条　（条文省略）	第12条　（現行通り）
第13条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。	第13条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長執行役員である取締役が招集する。社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、社長執行役員が議長となる。社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	第14条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
（新　設）	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第17条　（条文省略）	第15条～第17条　（現行通り）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第18条　（条文省略）	第18条　（現行通り）

現行定款	変更案
第19条（員数） 当会社の取締役は15名以内とする。	第19条（員数） 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は６名以内とする。
（新　設）	2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	2. 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（新　設）	4. 会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第22条（代表取締役） 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第22条（代表取締役および社長） 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定するものとする。	3. 取締役会は、その決議によって、執行役員（監査等委員でない取締役である者に限る。）の中から、社長執行役員１名を選定することができる。

現行定款	変更案
第23条（取締役会の招集権者および議長） 　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第23条（取締役会の招集権者および議長） 　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長執行役員である取締役が招集し、議長となる。社長執行役員である取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
第24条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2．取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2．取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
第25条　（条文省略）	第25条　（現行通り）
第26条（取締役会の決議の省略） 　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第26条（取締役会の決議の省略） 　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	第27条（業務執行の決定の取締役への委任） 　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条（取締役会の議事録） 　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2．取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。	第28条（取締役会の議事録） 　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 2．取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

現行定款	変更案
第28条　（条文省略）	第29条　（現行通り）
第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第30条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第31条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　執行役員	第５章　執行役員
第31条～第32条　（条文省略）	第32条～第33条　（現行通り）
第６章　監査役および監査役会	第６章　監査等委員会
第33条（監査役および監査役会の設置） 当会社は監査役および監査役会を置く。	第34条（監査等委員会の設置） 当会社は監査等委員会を置く。
第34条（監査役の員数） 当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
第35条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除） （削　除）

現行定款	変更案
第36条（監査役の任期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除） （削　除）
第37条（常勤の監査役） 　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第35条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
第38条（監査役会の招集通知） 　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第36条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	第37条（監査等委員会の決議の方法） 　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	第38条（監査等委員会の議事録） 　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第39条（監査役会規則） 　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	第39条（監査等委員会規則） 　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第40条（監査役の報酬等） 　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削　除）

現行定款	変更案
第41条（監査役の責任免除） 　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削　除）
第７章　会計監査人	第７章　会計監査人
第42条　（条文省略）	第40条　（現行通り）
第43条（選任方法） 　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	第41条（会計監査人の選任） 　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
第44条（任期） 　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	第42条（会計監査人の任期） 　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第45条（報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第43条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第８章　計算	第８章　計算
第46条～第49条　（条文省略）	第44条～第47条　（現行通り）

現行定款	変更案
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1. 当会社は、第32回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第32回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第２項の定めるところによる。 （電子提供措置等に関する経過措置） 3. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 4. 前項にかかわらず、施行日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 5. 本附則3項から5項までの規定は、施行日から６ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、取締役会の規模並びに取締役候補者の選任にあたりましては、現時点で最適な人員構成となること、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材を基本とすることを前提とし、代表取締役が提案し、取締役会で協議のうえで決定しております。

番号	候補者氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況	在任年数
1	ひじかた　じろう 土方　次郎	再任	代表取締役社長、執行役員	20回／20回	14年
2	みぞかみ　さとし 溝上　聡司	再任	取締役、執行役員	20回／20回	16年
3	やお　のりこ 八尾　紀子	再任 社外 独立	社外取締役	20回／20回	3年



取締役会への出席状況

100% (20／20)

所有する当社の株式数

260,100株

1 土方 次郎（ひじかた じろう）

再任

(1971年1月16日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年10月 当社入社
2001年 5 月 当社代表取締役専務
2002年 5 月 当社代表取締役社長
2004年 5 月 当社代表取締役社長退任
2004年 9 月 東日本電信電話 株式会社入社
2008年 6 月 同社退社
2008年 6 月 当社取締役副社長
2013年 5 月 当社代表取締役社長 （現任）
2016年 6 月 当社執行役員（現任）

選任理由

土方次郎氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、当社の業務・経営全般を熟知しております。また2008年６月から14年間当社取締役として企業経営に従事し、2013年５月からは代表取締役社長に就任しております。職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。



取締役会への出席状況

100% (20／20)

所有する当社の株式数

84,000株

2 溝上 聡司（みぞかみ さとし）

再任

(1964年12月22日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 7 月 当社入社
2006年 4 月 当社営業本部長
2006年 6 月 当社取締役（現任）
2016年 6 月 当社執行役員（現任）
（業務部、サービス企画室、経営管理部、リスクマネジメント対策室、人材開発室担当）

選任理由

溝上聡司氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、当社の業務・経営全般を熟知しております。また2006年６月から16年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。



取締役会への出席状況

100%（20／20）

所有する当社の株式数

ー株

3 八尾 紀子（やお のりこ）

再任 **社外** **独立**

（1967年８月27日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年４月 最高裁判所司法研修所入所
1995年４月 弁護士登録
2001年９月 ポール・ヘイスティングス・ジャノフスキー＆ウォルカー法律事務所入所
2002年10月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
2002年10月 太陽法律事務所（現ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業）入所
2008年１月 TMI総合法律事務所 パートナー（現任）
2014年10月 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役（現任）
2015年11月 株式会社明光ネットワークジャパン社外取締役（現任）
2016年６月 サトーホールディングス株式会社社外監査役（現任）
2019年６月 当社社外取締役（現任）
2021年６月 日揮ホールディングス株式会社社外取締役（現任）

選任理由及び期待する役割

八尾紀子氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもった経営の監視を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。
なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に従い独立社外取締役を選任しております。八尾紀子氏は、同基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、八尾紀子氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、当社定款第30条第２項（第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合には第31条第2項）に定めた法令が規定する最低責任限度額となります。
4. 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

番号	候補者氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況	在任年数
1	吉田（よしだ）　望（のぞむ）	新任 社外 独立	常勤社外監査役	20回／20回	11年
2	古賀（こが）　哲夫（てつお）	新任 社外 独立	社外取締役	20回／20回	7年
3	樋口（ひぐち）　一磨（かずま）	新任 社外 独立	社外監査役	20回／20回	3年



取締役会への出席状況

100％（20／20）

所有する当社の株式数

ー株

1 吉田 望（よしだ のぞむ）

新任 社外 独立

（1956年12月1日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年４月 株式会社電通入社
1989年７月 株式会社電通総研出向
2010年６月 トランスコスモス株式会社取締役（監査等委員）（現任）
2011年６月 当社常勤社外監査役（現任）

選任理由及び期待する役割

吉田望氏は、企業経営等の豊富な経験・実績・見識を有しております。また、2011年６月から11年間当社の常勤監査役として客観的立場から当社の経営の監査を遂行していることから、引き続き、当社取締役の職務の執行に対する適切な指導及び監査を期待し、監査等委員である取締役の候補者としております。



取締役会への出席状況

100％（20／20）

所有する当社の株式数

ー株

2 古賀 哲夫（こが てつお）

新任 社外 独立

（1948年３月２日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年４月 日本電信電話公社（現　日本電信電話株式会社）入社
2005年６月 東日本電信電話株式会社代表取締役副社長
2009年６月 同社退社
2009年６月 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社代表取締役社長
2013年11月 株式会社ヒト・コミュニケーションズ社外取締役（現任）
2015年６月 当社社外取締役（現任）
2017年３月 トレンドマイクロ株式会社社外取締役（現任）

選任理由及び期待する役割

古賀哲夫氏は、経営者としての豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を有しております。また、2015年6月から7年間当社の社外取締役として、経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っていることから、引き続き、当社取締役の職務の執行に対する適切な指導及び監査を期待し、監査等委員である取締役の候補者としております。



取締役会への出席状況

100％（20／20）

所有する当社の株式数

ー株

3 樋口 一磨（ひぐち かずま）

新任 社外 独立

（1976年12月９日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年４月 最高裁判所司法研修所入所
2003年10月 弁護士登録
大原法律事務所入所
2007年８月 Masuda,Funai,Eifert＆Mitchell,ITD入所
2007年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月 大原法律事務所復帰
2011年６月 樋口一磨国際法律事務所（現弁護士法人樋口国際法律事務所）代表弁護士（現任）
2019年６月 当社社外監査役（現任）

選任理由及び期待する役割

樋口一磨氏は、樋口一磨国際法律事務所（現弁護士法人樋口国際法律事務所）代表弁護士として企業経営に関与し、また弁護士としての専門的かつ豊富な知識及び経験を有しております。また、2019年６月から3年間当社の社外監査役として、その専門的な見識を活かして、当社の経営に適切な意見を述べており、引き続き、当社取締役の職務の執行に対する適切な指導及び監査を期待し、監査等委員である取締役の候補者としております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に従い独立社外取締役を選任しております。吉田望氏、古賀哲夫氏、樋口一磨氏は、同基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、吉田望氏、古賀哲夫氏、樋口一磨氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、当社定款第30条第２項（第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合には第31条第2項）に定めた法令が規定する最低責任限度額となります。
4. 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>　本株主総会後の取締役の構成

取締役のスキルについての考え方

1．当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、当社の事業内容、事業展開、統治構造等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要です。また、必要とされるスキルは、事業環境の変化に伴い変化します。

2．当社において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、まずは、ビジネスを深く理解していること、すなわち、電気通信事業に精通していること（「業界経験」）が求められます。また、当社の事業の特徴であるストックビジネスに携わる上で一般的に求められるベースとなるスキルとして「財務会計」、「法務」が必要となります。さらに、技術革新が目覚ましく、事業変革において通信インフラ構築・運用、通信技術への造詣（「テクノロジー」）が必須とされる昨今、このスキルの重要性はますます高まっています。また、これまでに経験をしたことがない環境において競合他社や世の中の動向を見極め、最適な判断や意思決定が必要な昨今、高い視点と広い 視野に基づく多様な「企業経営」に係る知見は非常に重要です。

3．マトリクスは各人が有するすべての経験またはスキルを表すものではなく、各人の経験・知見等を踏まえて特に専門性を発揮することを会社として期待するもの最大３つに〇印をつけております。

氏名	当社における地位	当社が特に期待する分野（最大３つ）				
		企業経営	法務	財務会計	テクノロジー	業界経験
土方　次郎	代表取締役　社長執行役員	〇			〇	〇
溝上　聡司	取締役　上席執行役員	〇		〇		〇
八尾　紀子	社外取締役		〇	〇		
吉田　　望	社外取締役（常勤監査等委員）	〇		〇		〇
古賀　哲夫	社外取締役（監査等委員）	〇			〇	〇
樋口　一磨	社外取締役（監査等委員）		〇	〇		

※2022年5月11日開催の取締役会において、2022年6月28日付で執行役員制度を変更し、執行役員に「社長執行役員」「上席執行役員」「執行役員」の役位を設けることを決議しており、上記は変更後の体制を表しております。

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1998年５月27日開催の第８回定時株主総会において年額500百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告40頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更すること等を予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名(うち社外取締役１名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

本制度は第28回定時株主総会でご承認いただいた「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」と同内容の制度であり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象取締役として、あらためて本株主総会に付議するものであります。

【本制度の内容】

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名

（うち社外取締役１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から30年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了または定年により上記のいずれの地位からも退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任した場合には、死亡、任期満了または定年その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1) の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

また、本譲渡制限付株式の価値の割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数（自己株式控除後）に占める割合は0.4%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.6%）とその希釈化率は軽微であります。

さらに、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告40頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、必要かつ相当な内容であると判断しております。

（ご参考）

本議案が原案どおり承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以 上

（添付書類）

事 業 報 告

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による制約を受けておりますが、ワクチン接種率の増加に伴い従来のビジネス活動を再開する動きが戻りつつあります。一方で、半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約や、ウクライナ情勢等による原材料価格の上昇など将来に向けた不確実性が増加しております。このような状況下において、当社は社会的なインフラであるインターネット接続事業者としてお客様に満足いただけるサービスの提供を維持し続けるための行動に努めております。

▶ 業界の動向

ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）業界においては、2021年12月末のFTTH（光ファイバー）の利用者数は前年同期比184万契約増（5.3％増）の3,637万契約となり増加をしております。また、FTTH契約数のうちNTT東西の卸電気通信役務（サービス卸）を利用して提供される契約数は1,613万契約となっており、FTTH全体契約数に占める割合は前年同期比1.2％増の44.4％となりました。

MVNOサービスの利用者は、前年同期比61万契約増（2.3％増）の2,646万契約となりました。そのうち高速モバイル通信やIoT（Internet of Things）及びM2M（Machine to Machine）に利用されるSIMカード型の契約者数は前年同期比88万契約減（5.5％減）の1,516万契約となりました。eSIM（イー・シム）を含む通信モジュールの契約者数は前年同期比111万契約増（15.0％増）の849万契約となりました。

インターネットにおけるトラフィックは、総務省が2022年２月に公開した集計結果では、固定系ブロードバンド契約者１契約当たりのダウンロードトラフィックが前年同月比73.5kbps増（15.6％増）の543.2Kbps、１ヵ月当たり170.3GBとなり増加傾向にあります。総ダウンロードトラフィックは緊急事態宣言解除後の影響もあり前回計測月よりも1.0％減となっているものの、トラフィックは引き続き増加を見込みます。国が主導するデジタル田園都市構想においても2027年に向けた国家イ

ンフラ整備計画が公表されており、光ファイバー、5G、データセンター等のデジタル基盤の整備が推進される状況下において、トラフィック増加に起因する通信速度及び通信品質の低下はISP業界に留まらず通信業界全体での課題となっております。

▶ インターネット接続サービスの状況

ASAHIネット

2022年３月期のインターネット接続サービスの売上高は前年同期比233百万円増（2.4％増）の10,004百万円となりました。なお、収益認識に関する会計基準等を適用する前の売上高は前年同期比964百万円増（9.9％増）の10,735百万円となります。

ISP「ASAHIネット」においては、FTTH接続サービスの2022年３月末の契約数は前年同期末比24千ID増（5.5％増）の448千IDとなりました。NTT東西の光コラボレーションモデルを活用した「AsahiNet 光」が2022年３月期上期から法人顧客の受注が継続しており契約数増加を牽引しました。「ASAHIネット マンション全戸加入プラン」等のフレッツ光サービスの契約数も堅調に推移しております。当社が注力している固定IPアドレスオプションとFTTH接続サービスを組み合わせることでセキュリティ対策として多要素認証を実現する取り組みや、インターネット側から遠隔にあるサーバー等を操作するなどの法人利用が増加しております。

モバイル接続サービスの2022年３月末の契約数は前年同期末比１千ID増（2.8％増）の47千IDとなりました。モバイル接続サービスはSIMカード型の「ANSIM」とモバイルWiFiルーター型の「WiMAX」を提供しており、2022年３月からは5Gに対応した新サービス「ASAHIネット WiMAX +5G」の提供を開始しております。遠隔で設置している機器にインターネット経由でアクセスするIoTの利用や監視カメラを用いたマーケティング活動などIT/DX化の需要が増加しております。

ADSL接続サービスの2022年３月末の契約数は前年同期末比５千ID減（35.2％減）の10千IDとなりました。ADSL回線事業者のサービス終了に伴い、当社ADSL接続サービス「新超割ADSL」を終了したことで契約数が減少しております。

2022年３月末のインターネット接続サービス契約数の退会率は0.71％となりました。退会率は引き続き低い水準を維持しております。

FTTH接続サービス及びモバイル接続サービスに共通して当社が重要視しているのが通信品質です。2022年１月に発表された利用者満足度の高いインターネット通信サービスを選出する「RBB TODAY ブロードバンドアワード2021」ではプロバイダ部門総合の部で８年連続の最優秀賞を受賞しました。また、2022年３月に発表された「RBBTODAY テレワークアワード2022」でもプロバイダ部門総合満足度１位を２年連続で受賞しました。当社が対処すべき課題として掲げている「増加する費用を抑え、利益が出せる構造を維持すること」「お客様に満足いただける品質のサービスを今後も提供し続けること」が実現できていると捉えております。

以上の結果、2022年３月期の「ASAHIネット」の売上高は前年同期比307百万円減（3.4％減）の8,621百万円となりました。収益認識に関する会計基準等を適用する前の売上高は前年同期比423百万円増（4.7％増）の9,352百万円となります。

v6 コネクト

VNE「v6 コネクト」の2022年３月末の提携事業者数の増減はありませんでした。2022年３月期の「v6 コネクト」の売上高は前年同期比540百万円増（64.2％増）の1,383百万円となりました。

「v6 コネクト」はVNO事業者（電気通信事業者）に対してNTT東西が提供するフレッツ光を使ったIPoE方式によるIPv6インターネット接続を卸提供するサービスです。当社は主として基本料及びVNO事業者が利用したトラフィックに応じた従量課金額を売上として計上します。売上高の増収要因は主に２点から構成されています。１点目は提携事業者が取り扱うフレッツ光の回線数増加です。２点目は１回線当たりのトラフィックの増加です。2022年３月期の売上高は１回線当たりのトラフィック増加が大きく寄与しております。

▶ 教育支援サービスの状況

教育支援サービス「manaba（マナバ）」の2022年３月末の契約ID数は前年同期末比32千ID増（4.1％増）の825千IDとなりました。全学導入校数は前年同期末比３校増（3.1％増）の101校となりました。当期は北海学園大学や兵庫教育大学などが利用開始しました。

売上高は前年同期比11百万円増（1.5％増）の763百万円となりました。2022年３月期における大学の状況はインターネットを活用したライブ型授業やオンデマンド型授業から対面授業へ戻りつつあります。当社は文部科学省が大学に求める「教育の質保証」を実現するために機能開発としてポートフォリオ機能の拡充と出席管理機能の開発を進めました。

▶ 収益の状況

売上高は、ISP「ASAHIネット」、VNE「v6 コネクト」が増収したことにより10年連続で過去最高の売上高を更新しました。ISP「ASAHIネット」は、NTT東西の光コラボレーションモデルを活用した「AsahiNet 光」の契約数が法人顧客からの受注により増加したことで増収となりました。
VNE「v6 コネクト」は、提携事業者との取り扱い通信量の増加により増収となりました。

売上原価は、「AsahiNet 光」等の契約数増加に伴う回線仕入や、NTT東西と相互接続するIPv6ネットワークの追加契約による通信費及び通信品質を維持するための設備投資に伴う減価償却費が増加しております。

以上の結果、2022年３月期の売上高は11,577百万円（前年同期比225百万円増、2.0％増）、営業利益は1,834百万円（同144百万円増、8.5％増）、経常利益は1,839百万円（同52百万円増、

2.9%増）、当期純利益は1,255百万円（同46百万円減、3.6%減）となりました。2022年３月期は特別利益として関係会社株式売却益29百万円を計上しております。特別損失として、NTT東西に支払う通信設備除却費用負担金17百万円、固定資産除却損30百万円を計上しております。

当事業年度より収益認識に関する会計基準等を適用したことにより、主としてインターネット接続サービスの一部の取引について売上高を総額から純額へ変更しております。またキャッシュ・バック等については取引価格から減額し、契約期間に応じて期間按分する方法に変更しております。この結果、2022年３月期の売上高は731百万円減少、売上原価は713百万円減少、販売費及び一般管理費は41百万円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ23百万円増加、当期純利益は16百万円増加しております。なお、収益認識に関する会計基準等を適用する前の売上高は12,308百万円（前年同期比957百万円増、8.4%増）、営業利益は1,810百万円（同120百万円増、7.1%増）、経常利益は1,815百万円（同28百万円増、1.6%増）、当期純利益は1,238百万円（同63百万円減、4.9%減）となります。

▶ 2022年3月期 決算ハイライト

(単位：百万円)

	21/3期実績	22/3期実績	増減額	増減率
売上高	11,351	11,577	225	2.0 %
営業利益	1,690	1,834	144	8.5 %
経常利益	1,786	1,839	52	2.9 %
当期純利益	1,301	1,255	△46	△3.6 %

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,160百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ネットワーク及びサーバー機器	964百万円
基幹業務及び教育支援システム	179百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第29期 (2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで)	第30期 (2019年 4月 1日から 2020年 3月31日まで)	第31期 (2020年 4月 1日から 2021年 3月31日まで)	第32期（当期） (2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで)
売上高(百万円)	9,739	10,265	11,351	11,577
経常利益(百万円)	1,277	1,647	1,786	1,839
当期純利益(百万円)	952	1,150	1,301	1,255
１株当たり当期純利益(円)	32.17	40.92	46.67	44.92
総資産(百万円)	11,593	11,094	12,814	12,940
純資産(百万円)	10,118	9,704	10,930	11,281
１株当たり純資産額(円)	341.78	348.35	391.64	403.48

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

① お客様に満足いただける品質のサービス維持と通信コストの抑制

インターネットにおけるトラフィックは、総務省が公開した2022年2月に公開した集計結果によると固定系ブロードバンド契約者１契約当たりのダウンロードトラフィックは前年同期比73.5kbps増（15.6％増）の543.2kbps、１ヵ月当たり170.3GBとなり増加傾向にあります。

当社はNTT東西のフレッツ網（NGN）と直接接続し、シンプルにインターネット接続ができるネイティブ方式でのIPv6接続サービスを「ASAHIネット」会員向けに提供することにより、トラフィックが増加する中でも高い品質を維持し続けております。第三者機関による顧客満足度評価においては８年連続第１位の評価をいただいております。売上に対する通信原価においては売上原価率を維持することができております。

今後もお客様に対して満足いただけるサービスの提供と利益の増大を図ってまいります。

② ISP「ASAHIネット」会員の獲得

「ASAHIネット」会員数を増加させるためには、当社を利用する新規会員の増加を図ることが課題です。

FTTH接続サービスにおいては、新規回線敷設または他ISPから当社への乗換を希望する会員に対して効率的な販促施策を行なってまいります。引き続き当社への入会チャネルの強化や法人向け施策など顧客満足度の高い「ASAHIネット」の認知度を向上させることで会員数増加を目指します。特に、NTT東西の光コラボレーションモデルを活用したサービスとしてアクセス回線とISPサービスをセットにした「AsahiNet 光」や「ASAHIネットドコモ光」、NTT東西と協力して提供している「ASAHIネット マンション全戸加入プラン」においては、より一層の品質向上が実現できるサービスとして注力をして施策を行います。

モバイル接続サービスにおいては、コンピュータなどの情報・通信機器だけではなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能をもたせるIoTやM2Mの市場規模が引き続き増加しており、当社ではこれらの需要に対して先進的なサービスを提供し、お客様の利便性をさらに高めていくことが重要だと考えております。また、在宅勤務等のテレワーク拡大など今後も需要が継続すると考えております。

当社の収益構造は会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため会員獲得の増加が収益基盤の向上につながります。

③ 「v6 コネクト」の拡販

当社はNTT東西のフレッツ網（NGN）と直接接続し、シンプルにインターネット接続が出来るネイティブ方式でのIPv6接続サービスを「v6 コネクト」として他電気通信事業者へローミング提供をしております。

2022年3月末の累計提携事業者数は11社、売上高は1,383百万円となりました。「v6 コネクト」を利用する顧客は集合住宅向け事業者やISP事業者などの電気通信事業者を想定しており、今後は新たな事業領域を開拓する取り組みを進めております。通信トラフィックが継続的に増加する状況下において、電気通信事業者は自社事業を継続するためのサービス品質維持と必要な費用の均衡を保ちたいという需要や、IPv6接続サービスを活用して自社サービスや顧客サポートを作り上げることでビジネス領域や規模の拡大を目指したいという需要に対して「v6 コネクト」の付加価値を高めたサービス開発を行なってまいります。

「v6 コネクト」の売上高は、主として基本料金及び従量料金をそれぞれ算定してサービス利用料を定めております。このうち従量料金は利用帯域において「95％タイル値」（※）として測定された最大通信量と基準通信量とを比較衡量して算定されます。最大通信量の測定及び最大通信量に基づいた従量料金の算定には複雑性が伴うため、「v6 コネクト」のサービス利用料が正しく行われず請求機会の逸失や遅れが発生する場合があります。

（※）「95％タイル値」とは、月初から月末までの通信量を当社が定めた一定時間間隔で分割して測定し、分割した各通信量を昇順で並べ替え上位から95％に位置する一意の値を算定するものです。

④ 教育支援サービス「 manaba 」の拡販

主に大学などの教育機関に提供している教育支援サービス「 manaba 」につきましては、今後も教育現場のニーズを取り込み、教育の質を高めるイノベーションに貢献するためのサービス開発を進めてまいります。

2022年３月期における大学の状況はインターネットを活用したライブ型授業やオンデマンド型授業から対面授業へ戻りつつあります。当社は文部科学省が大学に求める「教育の質保証」を実現するために機能開発としてポートフォリオ機能の拡充と出席管理機能の開発を進めております。このような需要に応えることで「manaba」の付加価値を更に高めていきます。

⑤ ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

2022年３月期のISP「ASAHIネット」の平均退会率は0.71％となりました。退会率は同業他社と比較し、低い水準を維持しております。今後も退会を抑止し、更に競合各社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、信頼できるブランドを構築し、顧客満足度の維持・向上に努めることを重要な課題としております。

⑥ 情報セキュリティへの取り組み

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO/IEC27000:2013を取得しております。ISMS関連規則等を遵守し、当社が保有する個人情報及び情報資産を適切に管理・運用すると共に、社内での継続的な取り組みを推進してまいります。また、一般社団法人日本情報経済社会推進協会より、個人情報の適切な取り扱いを行う事業者に付与されるプライバシーマークを取得しているほか、インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」使用許諾を得ております。今後も継続的に情報セキュリティや個人情報保護の認識を徹底させる教育を行い、適切な情報管理を行う管理体制を維持・強化していきます。

(4) 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

(5) 主要な営業所（2022年３月31日現在）

本社　　東京都中央区

(6) 使用人の状況（2022年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	13名減	39.8歳	8.8年

（注）上記には、臨時社員（パートタイマー）6名（８時間換算）は含まれておりません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　119,340,000株
② 発行済株式の総数　32,000,000株
③ 株主数　9,517名
④ 単元株式数　100株
⑤ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,667,100株	9.54%
杉山　裕一	2,546,000	9.11
株式会社朝日新聞社	2,217,000	7.93
株式会社ＩＷＡＳＡＫＩ	1,690,000	6.04
島戸　一臣	959,000	3.43
岩崎　慎一	956,000	3.42
東日本電信電話株式会社	950,000	3.40
梅村　守	947,000	3.39
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.381572	815,000	2.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	637,700	2.28

（注）1. 当社は自己株式4,040,986株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2018年6月27日開催の第28回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2021年6月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年７月21日付で取締役（社外取締役を除く。）２名に対し自己株式28,000株の処分を行っております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土方次郎	執行役員
取締役	溝上聡司	執行役員 （業務部、サービス企画室、経営管理部、 リスクマネジメント対策室、人材開発室担当）
取締役	古賀哲夫	株式会社ヒト・コミュニケーションズ 社外取締役 トレンドマイクロ株式会社 社外取締役
取締役	八尾紀子	ＴＭＩ総合法律事務所 パートナー 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社外監査役 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役 サトーホールディングス株式会社 社外監査役 日揮ホールディングス株式会社 社外取締役
監査役（常勤）	吉田望	トランス・コスモス株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役（非常勤）	今西浩之	公認会計士、株式会社ソケッツ 社外監査役
監査役（非常勤）	樋口一磨	弁護士法人樋口国際法律事務所 代表弁護士

（注）1. 取締役古賀哲夫氏、八尾紀子氏の２名はいずれも社外取締役（独立役員）であります。
2. 監査役吉田望氏、今西浩之氏、樋口一磨氏の３名はいずれも社外監査役（独立役員）であります。
3. 監査役今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役樋口一磨氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役２名及び社外監査役３名と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	109 (12)	85 (12)	24 －	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28 (28)	28 (28)	－ －	3 (3)
合計 (うち社外役員)	138 (40)	114 (40)	24 －	7 (5)

ロ．非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「二．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．（１）⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等（譲渡制限付株式に係る報酬等を除く。）の限度額は、1998年５月27日開催の第８回定時株主総会において年額500百万円以内と決議されております。また、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の限度額は、2018年６月27日開催の第28回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

監査役の報酬限度額は、1998年５月27日開催の第８回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

なお、1998年５月27日開催の第８回定時株主総会の終結時の取締役の数は10名（うち社外取締役１名）、監査役の数は２名（うち社外監査役２名）であり、また、2018年６月27日開催の第28回定時株主総会の終結時の取締役の数は４名（うち社外取締役２名）であります。

二．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主の皆様との一層の価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c．非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、付与対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとする。

原則として毎年、当社と付与対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付する。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、本株式の払込期日から30年までの間で当社の取締役会において予め定めた期間とする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社はストック型ビジネスのため、業務執行取締役の貢献が業績に反映されるのに長期間要することから、業績連動報酬は採用しない。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定する。

なお、報酬等の種類ごとの比率のおおよその目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝８：２とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績評価及び役割等を考慮した上で各取締役の基本報酬の額及び各取締役の株式報酬の額を決定する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長土方次郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績評価及び役割等を考慮した上で各取締役の基本報酬の額及び各取締役の株式報酬の額を決定いたします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	古賀哲夫	株式会社ヒト・コミュニケーションズ トレンドマイクロ株式会社	社外取締役 社外取締役	－
社外取締役	八尾紀子	ＴＭＩ総合法律事務所 株式会社海外交通･都市開発事業支援機構 株式会社明光ネットワークジャパン サトーホールディングス株式会社 日揮ホールディングス株式会社	パートナー 社外監査役 社外取締役 社外監査役 社外取締役	－
社外監査役	吉田　望	トランス・コスモス株式会社	社外取締役（監査等委員）	－
社外監査役	今西浩之	株式会社ソケッツ	社外監査役	－
社外監査役	樋口一磨	弁護士法人樋口国際法律事務所	代表弁護士	－

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	古賀哲夫	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等について適宜発言を行っております。
取締役	八尾紀子	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。
監査役（常勤）	吉田　望	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回出席、また、監査役会には12回中12回出席し、常勤監査役としての活動に基づき、必要事項について適宜発言を行っております。なお、稟議書、契約書等重要書類の閲覧、社員への業務状況の聴取並びにその他の重要会議への出席などを通して総合的な見地から監査を行っております。
監査役（非常勤）	今西浩之	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回出席、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システムにおける検討事項や税法変更における会計処理について適宜発言を行っております。
監査役（非常勤）	樋口一磨	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回出席、また、監査役会には12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査体制、監査実施要領、監査費用の合理性、監査実績等についてそれぞれ必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に規定する解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役社長及び監査役（会）に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理し、内部監査、監査役監査により定期的にその保管状況について監視する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、経営会議及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改訂する。

内部監査部門及び監査役は、内部監査、監査役監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、業務の執行状況、財務状況等を定期的に当社に報告するほか、重要事項について当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。

（ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務執行に係るリスクに対処するため、子会社を管理する部署を設け、担当取締役とともに総合的に助言、指導を行うほか、内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

（ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社及び子会社を含めた全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、子会社管理の基本方針及び運用方針を作成するとともに、定期的な情報共有体制を構築する。

（ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社の行動指針並びにコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針及び規程を制定することを通じ、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。

監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、当社取締役会その他の重要会議に出席するほか、当社の重要な決裁書類、その他の資料を閲覧する。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役、使用人等に対し業務の執行状況について報告を求めることができる。また、取締役及び使用人等は、法令・定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告する。

当社は、コンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として「内部通報制度運用規程」を整備・運用しており、内部通報を行ったものに対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを被らないように保護規定を設けている。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査役と内部監査部門及び会計監査人との連携が図れるよう監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。また、監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じ会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

（イ）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

取締役は、企業倫理の確立に努め、経営陣・社員一人ひとりに至るまでコンプライアンスの重要性を認識し、周知を徹底する。企業の社会的責任の観点からも、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不測の事態が発生した場合には、警察や弁護士など外部専門機関と連携し、適切に対処する。

（ロ）反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部を対応部署として、情報の収集・管理に努め、顧問弁護士や所轄の警察署と個別具体的に相談できる関係を構築する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(5) 内部統制システムの運用の状況の概要

① 内部統制システムの基本方針については、当該方針に従い、適切に運用されています。
② 取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
③ 当社の重要事項について意思決定する際には、経営会議及び取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
④ 取締役の職務執行について、内部監査室による各部門の内部監査や監査役監査を通じて発見した改善点等について取締役に提言するなど適切に運用されています。
⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制にかかる基本方針の拡充を行い、適切に運用されています。
⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。
⑦ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。また、コンプライアンス違反を通報したことによる保護規定を整備しており、適切に運用されています。
⑧ 取締役は、監査役が当社の監査をするうえで必要十分な情報アクセスができるよう適切な環境整備をしています。
⑨ 所轄の警察署や弁護士など外部専門機関と連携する体制ができています。
⑩ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備、運用されています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

【ご参考】

▶ コーポレート・ガバナンスの状況（2022年3月31日現在）

〈 コーポレート・ガバナンス体制 〉

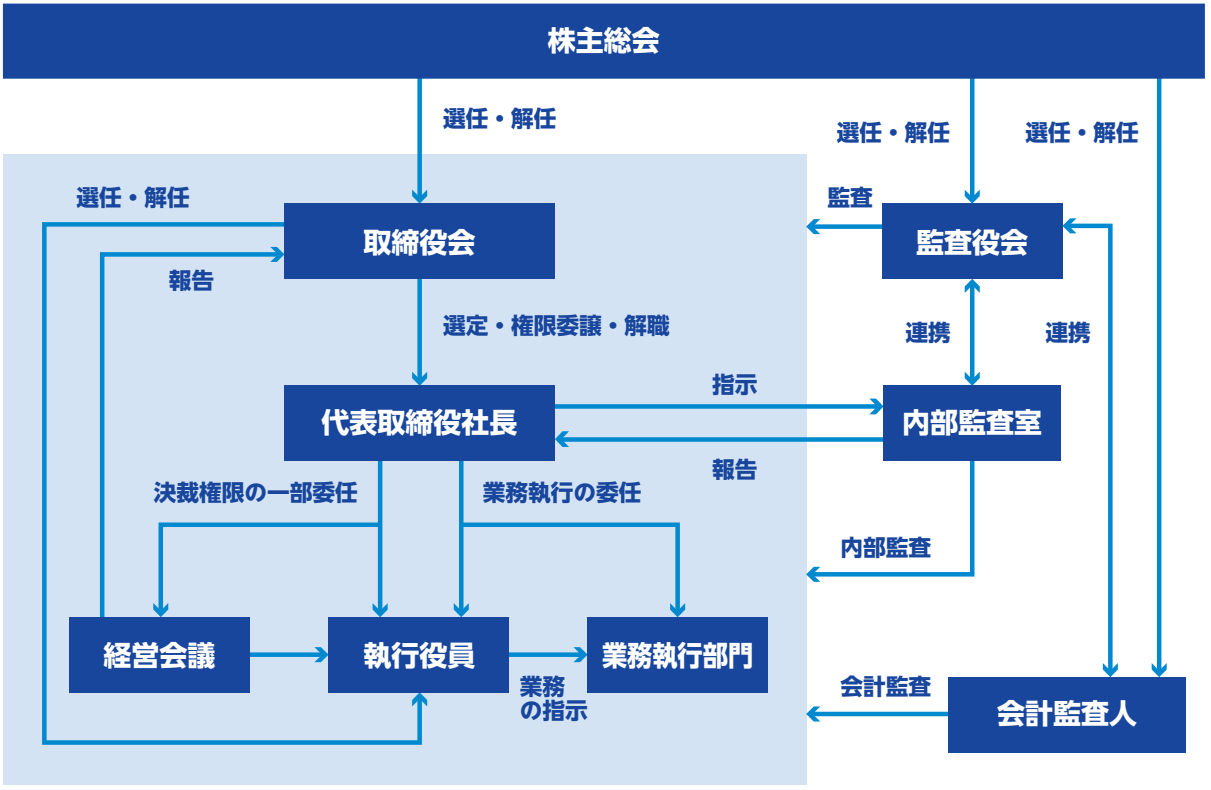

計算書類

貸借対照表（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
流動資産	**8,851**
現金及び預金	3,992
売掛金及び契約資産	2,014
有価証券	2,000
貯蔵品	623
前渡金	35
前払費用	125
その他	79
貸倒引当金	△20
固定資産	**4,089**
有形固定資産	**2,361**
建物	60
機械及び装置	1,941
工具、器具及び備品	359
無形固定資産	**830**
ソフトウエア	468
その他	361
投資その他の資産	**898**
投資有価証券	475
出資金	4
長期前払費用	103
繰延税金資産	92
敷金	221
その他	0
資産合計	**12,940**

負債の部	
流動負債	**1,659**
買掛金	454
未払金	739
未払法人税等	296
未払消費税等	76
前受金	2
預り金	19
契約負債	68
その他	0
固定負債	**0**
その他	0
負債合計	**1,659**
純資産の部	
株主資本	**11,126**
資本金	**630**
資本剰余金	**848**
資本準備金	780
その他資本剰余金	68
利益剰余金	**11,670**
利益準備金	5
その他利益剰余金	11,664
繰越利益剰余金	11,664
自己株式	**△2,023**
評価・換算差額等	**154**
その他有価証券評価差額金	**154**
純資産合計	**11,281**
負債及び純資産合計	**12,940**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**11,577**
売上原価		**7,990**
売上総利益		**3,587**
販売費及び一般管理費		**1,752**
営業利益		**1,834**
営業外収益		**4**
受取配当金	3	
その他	1	
営業外費用		**0**
出資金評価損	0	
経常利益		**1,839**
特別利益		**29**
関係会社株式売却益	29	
特別損失		**55**
減損損失	7	
固定資産除却損	30	
通信設備除却費用負担金	17	
税引前当期純利益		**1,813**
法人税、住民税及び事業税	545	
法人税等調整額	12	**558**
当期純利益		**1,255**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

当期

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	630	780	58	5	10,944
会計方針の変更による累積的影響額					23
会計方針の変更を反映した当期首残高	630	780	58	5	10,968
当期変動額					
剰余金の配当					△558
当期純利益					1,255
自己株式の処分			9		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	9	－	696
当期末残高	630	780	68	5	11,664

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,049	10,371	558	558	10,930
会計方針の変更による累積的影響額		23			23
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,049	10,394	558	558	10,953
当期変動額					
剰余金の配当		△558			△558
当期純利益		1,255			1,255
自己株式の処分	26	36			36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△404	△404	△404
当期変動額合計	26	732	△404	△404	327
当期末残高	△2,023	11,126	154	154	11,281

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等　　：主として移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	８年～15年
機械及び装置	９年
工具、器具及び備品	３年～15年

無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部の取引について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額し、契約期間に期間按分する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受収益」は「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は731百万円減少し、売上原価は713百万円減少し、販売費及び一般管理費は41百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ23百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は23百万円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　2,800百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引の取引高	2百万円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
東京都中央区	遊休資産	無形固定資産　その他	7

（資産のグルーピングの方法）

当社は、主として全社をグルーピングの基礎とし、遊休資産ついては前記グルーピングから区別してグルーピングを行っております。

（減損損失の認識至った経緯及び回収可能額の算定方法）

当社の遊休資産については、これまでに開発に要した費用について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて回収可能性を検討し、今後の利用見込み等を勘案した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	32,000	－	－	32,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	4,091	1	52	4,040

(注) 1. 自己株式数の増加は、主に譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得による増加1千株であります。
2. 自己株式数の減少は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少52千株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	279	10円00銭	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	279	10円00銭	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	307	11円00銭	2022年3月31日	2022年6月29日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	40百万円
その他	69百万円
繰延税金資産合計	109百万円
繰延税金負債	
その他	△17百万円
繰延税金負債合計	△17百万円
繰延税金資産の純額	92百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、資金のうち、運転資金を除く余剰資金の運用に対してのみであることを社内規程にて制限しております。運用の原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金または安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定するとともに、信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券については、銀行や証券会社が取り扱う安定性のある金融商品にて運用しております。

投資有価証券については、主に上場株式及び非上場株式を保有しております。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,464	2,464	－

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	11

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	464	－	－	464
譲渡性預金	－	2,000	－	2,000

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している譲渡性預金は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	売上高
インターネット接続サービス	
ISP	8,621
VNE	1,383
インターネット関連サービス	
manaba	763
その他	809
顧客との契約から生じる収益	11,577
その他の収益	－
外部顧客への売上高	11,577

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社はISP（インターネット・サービス・プロバイダ）事業として個人または法人向けにインターネット接続サービス及びインターネット関連サービスを提供しており、以下のとおり収益を認識しております。

・インターネット接続サービス

（ISP「ASAHIネット」）

主に光インターネット接続サービスについては、契約者へのインターネット接続サービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なおインターネット接続サービスのうち、当社が代理人に該当すると判断した一部の取引については、純額で収益を認識しております。また、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額し、契約期間に期間按分して収益を認識おります。

（VNE「v6 コネクト」）

主にVNO事業者に対して提供している、NTT東西が提供するフレッツ光を使ったIPoE方式によるIPv6インターネット接続サービスについては、契約者へのインターネット接続サービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

・インターネット関連サービス

主に教育支援サービス「manaba」については、契約者へＬＭＳ（ラーニング・マネジメント・システム）等の教育支援のソリューションサービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,823
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,992
契約資産（期首残高）	11
契約資産（期末残高）	22
契約負債（期首残高）	87
契約負債（期末残高）	68

一部のインターネット接続サービスの収益については、サービス提供開始当初の利用料が無料となることから、契約資産を認識しています。顧客にサービスが移転した時点で、契約資産に認識された金額が営業債権に振り替えられます

契約負債は、教育支援サービス「manaba」にかかる契約者からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は87百万円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社は個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の開示を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 403円48銭

2. 1株当たり当期純利益 44円92銭

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月30日

株式会社朝日ネット
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**栄野正成**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**井澤依子**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社朝日ネットの2021年４月１日から2022年３月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月31日

株式会社朝日ネット 監査役会

常勤監査役 吉田　望 ㊞
監　査　役 今西浩之 ㊞
監　査　役 樋口一磨 ㊞

（注）常勤監査役吉田望、監査役今西浩之及び監査役樋口一磨は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

ご参考

来期の計画（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

１. 2023年３月期 業績予想

2023年３月期の業績予想についてご説明いたします。

2023年3月期は「ISP・VNE・manaba それぞれの収益増加に向けた歩みを着実に進める」と方針を掲げました。2022年3月期は、ISP「ASAHIネット」は「AsahiNet 光」を軸としたフレッツサービス、VNE「v6 コネクト」は今後も増加するトラフィックと通信品質の取り組み、教育支援サービス「manaba」は教育の質保証を実現する取り組みを進めました。2023年3月期は各々の取り組みを着実に進めることで収益増加を進めます。また、収益増加を継続的に維持するために必要な設備投資やサービス開発を並行して進めつつ利益を確保したいと考えております。この方針のもと、売上高は引き続き過去最高売上高の更新、営業利益は過去最高益を目指します。

（単位：百万円）	22/３期	23/３期（予想）	増減額	増減率
売上高	11,577	12,400	+822	+7.1%
営業利益	1,834	2,000	+165	+9.0%
経常利益	1,839	2,000	+160	+8.7%
当期純利益	1,255	1,300	+44	+3.6%
１株当たり当期純利益	44円92銭	46円50銭	—	—

２. 株主還元の計画

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

この利益還元の方針を踏まえ、2023年３月期の配当金は中間配当で11円、期末配当で11円、年間22円を計画しております。今後も状況を踏まえながら適切に判断をしてまいります。

（単位：百万円）	19/３期	20/３期	21/３期	22/３期	23/３期（予想）
当期純利益	952	1,150	1,301	1,255	1,300
１株当たり配当金	18円00銭	18円50銭	19円50銭	21円00銭	22円00銭
配当性向	56.0%	45.2%	41.8%	46.7%	47.3%

3. 事業の計画

ISP「ASAHIネット」の計画

▶通信品質・価格・サポート面を向上し、お客様の取り組みを支援



2023年３月期の施策についてサービス別にご説明いたします。

自社で運営するISP「ASAHIネット」は2022年３月末時点でFTTH（光接続）448千ID、モバイル接続47千IDの契約者にインターネット接続サービスを提供しております。2022年３月期は第三者機関のランキング「RBB TODAY ブロードバンドアワード2021」と「RBB TODAY テレワークアワード2022」のプロバイダ部門でどちらも総合満足度1位を獲得しました。ブロードバンドアワードは８年連続受賞、テレワークアワードは２年連続受賞となります。

「ASAHIネット」の売上高は契約数に比例して増加します。2023年3月期は昨年度から増収を牽引しているNTT東西の光コラボレーションモデルを活用した「AsahiNet 光」を含むFTTH（光接続）の契約数を増やすことで増収を目指します。モバイル接続は5Gに対応した新サービス「ASAHIネット WiMAX +5G」の提供を開始しました。遠隔で設置している機器にインターネット経由でアクセスするIoTの利用や、監視カメラを用いたマーケティング活動などIT/DXの利用用途と当社のサービスを組み合わせることで契約数拡大を見込みます。また、会員の皆様に評価いただいた実績を強みとし、当社が対処すべき課題として掲げる「お客様が満足いただく品質のサービスを今後も提供し続けること」の要素として通信品質にとどまらず、価格やお客様サポートの向上を進めます。

VNE「v6 コネクト」の計画

▶提携事業者との協業関係維持とエンドユーザーの対応ルーター機器拡大



「v6 コネクト」はNTT東西のNGN網と相互接続するIPv6ネットワークを用いたインターネット接続サービスをVNO事業者（電気通信事業者）へ卸提供するサービスです。2019年３月期からサービスを開始し、2022年３月末現在では累計11社へサービスを提供しております。

2023年３月期は昨年度から引き続き提携事業者との協業関係を維持すること、及び新たなVNO事業者との提携拡大に注力して取り組みます。「v6 コネクト」はVNO事業者が利用した通信量に応じて利用料が発生するサービスです。動画サービスやオンラインゲームなどインターネットを経由したコンテンツの利用は更に拡大し、回線当たりのトラフィックは将来的に増加すると予想しております。VNO事業者の事業展開において、トラフィックが増加する中で「v6 コネクト」を用いた通信品質と事業構造におけるコストコントロールは大きな意味を持ちます。当社は提携事業者の事業拡大や維持に向けて提供価格の調整やネットワークの維持運用コストを効率化することで、パートナーとしての中長期的な関係性の維持に努めます。また、エンドユーザーに向けてはIPv6接続設定を自動化するなど利用者の手間軽減となるようルーター機器メーカー様と協業し、宅内Wi-Fiルーターやオフィスに設置した業務用ルーターなどの機器に「v6 コネクト」が広く対応するよう、更に推し進める計画をしております。

教育支援サービス「manaba」の計画

▶ 文部科学省が求める「教育の質保証」を実現するサービス強化や提案

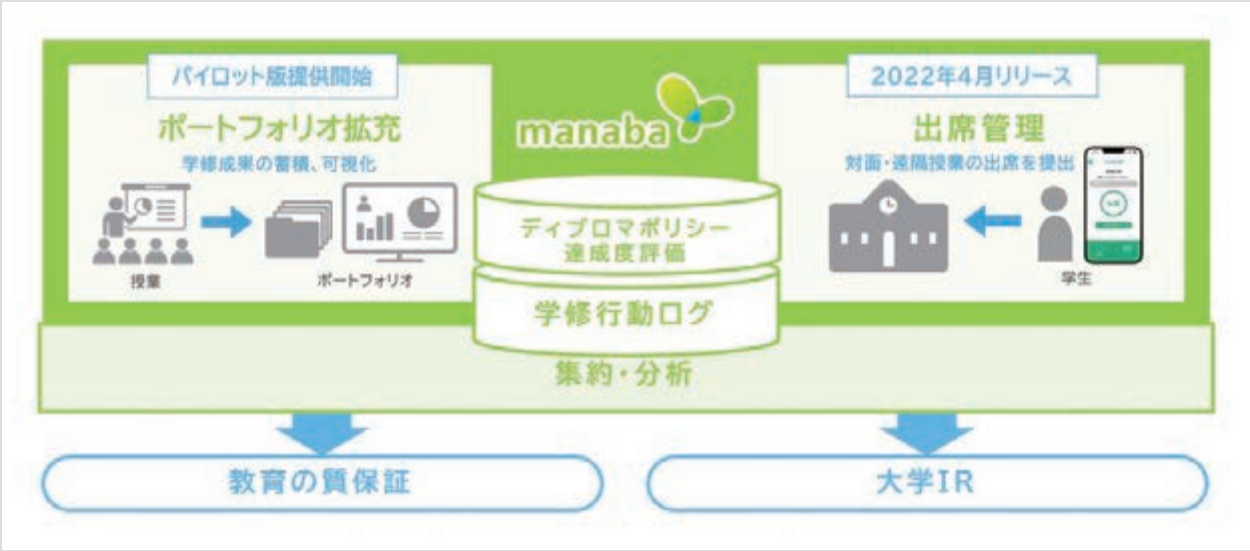

「manaba」は当社が開発、販売、サポートを行うクラウド型のアプリケーションサービスです。LMS（ラーニングマネジメントシステム）としての役割に加え、教務システムや認証システム等の学内システムや外部教材とも連携し、教育支援のソリューションを広範囲に提供しております。教育機関のうち主に大学で利用されており、2022年３月末には契約ID数が825千ID、全学導入校数が101校となりました。

「manaba」においては、文部科学省が大学に求める「教育の質保証」を実現するためにサービス強化や提案を行います。昨年度は「教育の質保証」の取り組みに対応したポートフォリオ機能を拡充し、大学へパイロット版の提供を開始しました。2023年3月期は利用する大学での活用事例を収集することで更なる機能強化につなげてまいります。また、2022年４月から出席管理機能の提供を開始しました。学生が授業に参加したかを示す出席情報は大学にとって学生の学修成果や「教育の質保証」を測るひとつの指標となります。学生はスマートフォンアプリから簡単に出席を提出できます。教員は学生の出席情報を「manaba」で管理し、代返防止機能も使った正しい出席情報を管理できます。大学は授業横断や組織別での出席情報を取得し分析に活用できます。「教育の質保証」といえば「manaba」と言われるよう、これらの取り組みを深化させることにより、「manaba」が多様な学びを支えるサービスとして大学教育へ貢献してまいります。

株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号　東京国際フォーラム　ホールD5



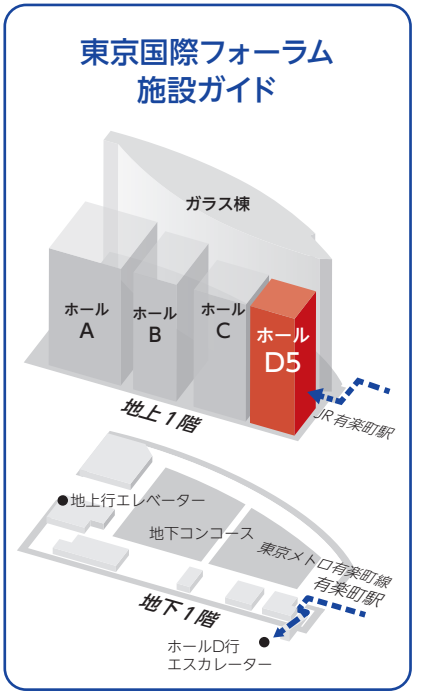

交通手段のご案内

JR山手線　京浜東北線　有楽町駅

国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ　有楽町線　有楽町駅

D5出口より地下1階にて連絡　徒歩3分

有楽町以外の最寄りの駅

JR東京駅　丸の内南口より徒歩5分
(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)

東京メトロ	**日比谷線**	**日比谷駅**	徒歩5分	**銀座駅**	徒歩6分
	銀座線	**銀座駅**	徒歩7分	**京橋駅**	徒歩7分
	千代田線	**日比谷駅**	徒歩7分		
	丸ノ内線	**銀座駅**	徒歩5分		
都営地下鉄	**三田線**	**日比谷駅**	徒歩5分		

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。